

シェアリングレター

— 「シェアリング」は、共有すること、分かち合うことを意味しています —

＜編集発行＞
 公認会計士 林光行事務所
 税理士
 〒543-0073大阪市天王寺区生玉寺町
 1-13 サンセットビル
 TEL 06(6772)7770
 FAX 06(6772)7740
 http://www.share.gr.jp/

第47号

2013年10月

星条旗

所長 林光行

大統領と下院の対立で予算が成立せず、一部政府機関が閉鎖されているアメリカ。実に多様性に満ちた国です。多様な人種、宗教、価値観が共存しています。2008年には民主党大統領候補の地位を黒人と女性が争い、同年、黒人のオバマ大統領が誕生しました。

このような多様性に満ちつつも、アメリカが国家としての統一性を保っているのは、彼の国が独立戦争(米国では「革命」と呼んでおり、1789年のフランス革命の魁となった)によって「自由」「平等」を建国の理念として確立しているからだと思われます。

1776年、英国の植民地13州が独立を宣言し、1778年には13州統合の象徴である星条旗を制定。以後、星条旗は自由のために独立を求めて戦う者の旗印となります。1791年に施行された合衆国憲法修正第1条は、信教・言論等の自由を高らかに謳いあげています。

日米開戦翌年の1942年、星条旗への「忠誠の誓い」は国家への誓いであると法定され、国中いたるところに星条旗が翻ることとなります。しかし、このような国家統合の象徴である星条旗について、日本では想像できないような連邦最高裁判決が確定しています。

この発端は、戦時下の1942年、ある宗派の人々とその子らの星条旗への敬礼拒否です。彼らに対する暴行事件等が頻発する中、ある州が、拒否する子を退学に処します。これに対し連邦最高裁は、敬礼の強制を憲法違反としました。愛国心は強制によっては育まれず、国の根幹に触れる重大事に異議を述べることのできる自由が尊いのだというのが判決の趣旨です。

この精神は、1984年にレーガン大統領に反対するデモ隊が星条旗を燃やした事件に関する判事の意見、「星条旗を冒瀆する者を罰することは、我々が敬愛する星条旗が象徴する自由の精神を弱める」にも脈々と息吹いています。まさに自由の国アメリカです。このような多様性を包容する自由な風土の上に、スティーブ・ジョブズのような発想豊かにして起業家精神溢れる若者が育ち、彼の国の活力が生まれるのでしょうか。

奇異に思える言動をする人がいたとしても、一定の言動を強いることは、望ましくありません。まして、社会的強制は許されないとします。私たちは、つつい同質性を求めがちですが、多様な生き方、考え方を包容する社会を築きたいとします。

～ CONTENTS ～

○ 交流 第40回 社会福祉法人青葉仁会 ……	2
○ 寄稿 ～ 風前の灯の平和憲法 ……	5
○ 経営倶楽部	
第79回「マネジメントゲーム」 ……	6
第80回「レクチャー・トレーニング」 ……	8
○ 税制改正 ……	10
○ 「消費税増税賛成」に納得していますか ……	13
○ ヘルメット相談会 ～ 税務力アップ講座 ……	14
○ 新しい会計基準について ……	16
○ 労働契約法の改正の内容とポイント ……	17
○ ひと・インタビュー「自由を求めて」 ……	18
○ 寄稿 ～ 福島原発汚染水問題 ……	20
○ 寄稿 ～ 東日本大震災ボランティア ……	21
○ 第21回 K S経営研究会 ……	22
○ ANAセミナーの感想とご案内 ……	23

10月－3月の税務

10月31日	8月決算法人の確定申告期限
11月1日	10月分源泉所得税の納付(以降毎月10日)
12月2日	9月決算法人の確定申告期限
1月6日	10月決算法人の確定申告期限
10日	12月分及び年2回払の源泉所得税の納付
20日	納期及び納期限特例の源泉所得税の納付
31日	11月決算法人の確定申告期限 支払調書・法定調書合計表の提出期限 給与支払報告書の提出期限(各市町村) 償却資産税の申告期限(各市町村)
2月28日	12月決算法人の確定申告期限
3月17日	平成25年分所得税、贈与税の確定申告期限
3月31日	1月決算法人の確定申告期限 平成25年分個人消費税等の確定申告期限

第40回 交流

あおはにかい
社会福祉法人 青葉仁会



今から16年前(1997年)に、この「交流」の取材で、青葉仁会にお伺いしたことがあります。当時は奈良県^{そまのかわ}杣ノ川町に知的障害者入所授産施設のほかに2カ所の授産施設の運営をなさっておられました。今では知的障害者のための数多くの就労支援、生活支援、地域支援、児童支援の事業を行っておられます。平成23年には奈良県社会福祉協議会の主催する経営改善プログラムに参加され、私どもも青葉仁会の中期経営計画策定のお手伝いをさせていただきました。(税理士・中小企業診断士 前田 有太可、税理士 林 幸)

奈良市^{みつがらす}三碓町の阪奈道路沿いにある多機能型事業所ポラーノ広場に併設されているカフェバーカー「クラムボン」で取材をさせて頂きました。「クラムボン」は本格的なパン工場を持ち、焼き立てパンを販売するほか、おいしい料理を提供する英国風のおしゃれなカフェレストランです。



ヘルメット姿でレーサー型自転車に乗って、颯爽と現れたのが榊原典俊理事長でした。アウトドアが好きで、青春時代には登山に熱中しておられたそうです。

行くとこがないなら作ろう!

「大学で社会福祉を学び、養護学校の教員になりました。登山に明け暮れていたある日、ひとりの卒業生に会いました。身体麻痺のある彼は毎日弁当を持ち、朝から夕方まで目的もないまま適当に過ごしているとのことでした。日焼けしたその姿にひそむ彼の悲しみを感ずずにはおれませんでした。また、養護学校卒業生のほとんどは在宅で外に出る機会もなく、親、兄弟の世話を受けながら生活していました。」

「誰にとっても『やりたいことがあること』『居場所があること』『必要とされ認められること』が本当の意味で命の支えになっていると思います。社会的弱者である彼らにはそれが保障されていませんでした。『行くとこがないなら作ろう!』。昭和55年、32歳で同僚3,4人と一緒に『青葉仁会』を設立しました。」
——青葉仁会の名前の由来はどういうものでしょう?
「奈良をイメージしやすいように万葉言葉の『あおによし』から取り、さらに若葉のような人たちが寄って立つという意味も込めました。」

貧困からの脱出

「障害者の問題は貧困問題であるとも言えます。彼らはお金を持っていないから、行動が制限される、行動が制限されるから社会性が付かない、社会性が付かないから問題を起こす、問題を起こすから閉じ込められていく。元はお金から発生している。彼らが気楽に経験を積んで社会と関われるなら、もっと障害の度合いは変わったでしょう。青葉仁会は貧困からの脱出を目指しました。障害者ゆえに豊かになれない、だから保護するというのはおかしいと思ったのです。」

自由に暮らす権利の保障

「青葉仁会は『幸福の平等』を理念に出発し、最初の目標は、『自由に暮らす権利の保障』でした。開設当初、うちの利用者の方は重度の人ばかりでしたが、月額給料3,000円が目標でした。一日一本ジュースが買える金額です。自分で稼いだお金を自販機に入れて、どれを買うか迷う。親が選ぶのではなく、自分で選択できる環境を作る。それが『自由に暮らす権利の保障』でした。当時はまだ保護の時代でした。時代が変わり、今は『ワークフェア』、つまり、就労することで福祉の実現を図ることが世界の流れです。当時、私らはまだそんな思想は意識していませんでした。ただ、貧困が成長を妨げている。正常な社会のルートに乗せることによって、本人たちは潜在能力を発揮していく。そう考えていました。」



カフェバーカー「クラムボン」

自由に活動する権利の保障

「イタルやセガン(注:両者ともフランスの医師で近代精神遅滞教育の創始者といわれる)などの発達理論を参考に、利用者の眼と手の供応動作による集中や、感覚の統合に視点を置き、手仕事に着目した授産内容の充実を図りました。それらの活動が幸福の平等を実現するための第2段階の目標である『自由な活動する権利の保障』なのです。」

「障害があるので、仕事に人を合わせるのとは不可能です。人に仕事を合わさないといけない。自分に合った仕事をすると人は自信を持ちます。そして、自分で目標を設定するようになります。そこで潜在能力を発揮することになります。うちは様々な施設がありますので、選べる仕事の種類は50を超えるでしょう。」

社会での適応能力を高める

「また、利用者の社会での適応能力を高めるために外出訓練に取り組みました。例えば、NTTに協力してもらい、重度の子の服にGPSを取り付け、電車に乗って自由に外出させたんですね。もちろん、親も我々も同行せずに。我々はハラハラしながら、GPSで行方を追っていると、どんどん電車を乗りついで、ついに『なばなの里』(三重県桑名市)まで行ったのですね。実はなばなの里は、今度みんなで旅行に行こうと言っていたところでした、その子の心中は行きたくてしょうがなかったのでしょうかね。お金があり、行動が



「クラムボン」で働く利用者・職員の皆様

でき、目標があると潜在能力を発揮できたんですね。それ以来、彼は自信を持って行動し始めました。」

自由は人間の発達のためのひとつの条件

「自由は人間の発達のためのひとつの条件ですね。18歳以上の人に発達があるのかと非難されることがあります。それは細胞上の話であって、発達は変化のプロセスだと思います。身体に支障のある状態から工夫でカバーして、支障なく暮らせるようになる。それも一つの発達なんですよ。発達というのは一生の課題だと思います。」

「私たちの目標は、利用者が社会的自意識に



カントリーカフェ「ハーブクラブ」

目覚め、潜在能力を高めることでした。そのため、『杣ノ川ランド』やグリーンフェスタなどのイベントを開催し、沢山の方々に来てもらいました。この10月27日開催の『杣ノ川ランド』は第28回になります。」

「カヌーなど技術的に高度なものまで製作できるようになり、そのカヌーを使ったイベントも人気です。」
——16年前「春の交流会」で伺ったとき、雨でカヌー体験ができず残念でした。

「『道の駅』のように一般の方が一日心が癒される場にしたいと開設した水間ワークスは、あの時が“こけらおとし”でした。そこのレストラン『ハーブクラブ』の人気のカレーは、レトルト製造設備の導入により、全国に販売できるようになりました。」

社会貢献する権利の実現

「次の目標は、『社会貢献する権利の実現』を目指することになりました。利用者は『人や社会の役に立ちたい』そして、それらの活動により『認められたい』という素朴な心の叫びがあります。私たちは、西奈良地区の高齢化が進み商店が次々と撤退していく地域に、小売店舗と飲食店を出店し、さらに高齢者に弁当を宅配するなど、その地域の活性化に貢献し始めています。つまり、支援を受ける立場から支援をする立場に転換し始めたのです。」

「そのように考えるようになったのは、ある手紙がきっかけでした。たまたま、うちのハーブクラブに来られたお客さんで生きる希望を失いかけていた方がいらっしゃいました。ハーブクラブでは、障害を持っていても生き生きと働いている利用者の姿を見て、まだまだ頑張れる自分を発見されました。苦しんでいるのは障害を持っている人だけではない。障害者が逆に健常者の支えになれる。宗教家みたいなことを言いますが、神は障害者を必要でない存在として作ったのではなくて、彼らは存在する必然性、使命があったのだと思うようになったんですね。」



デリカテッセン イーハートブ「SORA」

🍃 差別を再生産してはならない

——理事長は一般の消費者に支持される商品やサービスでなくてはダメだとおっしゃっておられますね。「障害者施設に行って、可哀そうだから買う。でも、それは続きません。そのときだけなんです。そしてそれは、障害を売り物にしていることになる。つまり、差別を再生産することになる。障害だからしょうがないと思うとそこですべてが終わってしまいます。」

🍃 民間企業の参入は怖くはない

——今、障害者施設の運営主体に民間企業の参入が続いていますが、どのように思われますか？
「授産施設を中心に、今や6割が民間企業になっています。そのほとんどが就労継続支援A型と呼ばれるもので、障害者と雇用契約を結び、最低賃金を払います。障害者は短時間のみ就労させ、国から補助金を得て、利益を得ることを目的としているようなところも多々ありますが、非常に腹立たしいです。障害者に短時間の就労をさせて、残りの時間はどうするんですか？障害者には就労と余暇、その両方を考えてあげなくてはだめです。効率重視の就労だけでは、障害者は緊張がたまり過ぎて問題を引き起こしかねません。私たちは社会福祉法人ですから、問題を起ささないようなノウハウを蓄積しています。だから、民間企業の参入は怖くはありません。」

🍃 地域おこしと地域再生

——私たちが昨年、中期経営計画策定のお手伝いをさせて頂きましたが、どんな効果があったのでしょうか？
「まず、私たちは奈良市東部と西部に施設を展開していましたが、その役割の違いをはっきりと認識できたことがあります。東部は自然環境や健康を柱にした活動をしており、『すこやかネットワーク』として『地域おこし』をコンセプトに再定義し、西部は住宅地区にあり、地域の人々の暮らしを支える『いきいきネットワーク』として『地域再生』をコンセプトに再定義できたことです。そのことにより、職員は自分たちが所属している施設という箱モノ単位で考えるのではなく、地域で考えるようになってきたことが大きいですね。
二つ目は経営計画策定の会議体験を通じて、幹部が自ら会議を立ち上げるようになったことです。今、コンサルタントを自分たちで呼んで、『青葉仁』をブランド化する会議を進行させています。」

——理事長が今後目指しておられることは？

「企業と組んで共存を図ることです。具体的に今進行しているのは、某自治体活動公園の運営委託事業で、某アウトドアメーカーと協同で行います。」

🍃 障害者施設の連携

「先日、札幌で日本知的障害者福祉協会が主催する商品見本市及び商談会を実施しました。林先生にもご参加いただきました。この見本市は私達が生産している商品や取り組みを市民や企業の皆さんに発信することにより市場を開拓し、さらに障害者の方の就労支援につなげることを目的としています。加えて、我々知的障害者施設が互いに連携し、技術力を高め合おうというものです。我々のイーハトーブSORAでも、全国の障害者施設のうまいもの授産品を販売していますよ。」



●-----●

16年前に取材に伺ったときから、「障害は売り物にならない、売れるのは『商品』である」と言っておられました。モンベルとタイアップして日本初のアウトレットストアを作り（後にモンベルに移管）、授産施設での製作物も下請けではなく、企画、デザインはすべて自施設で行っておられました。

また、当時は利用者の方が施設に通所、入所するのに選択の自由がなく、「いずれ規制緩和で利用者が施設を選択できるようになる、そのために『青葉仁のファン作り』が必要」と言っておられましたが、世の中はそのとおりになってきました。その先見性には驚かされます。

そして、今回、最も感銘したのは、障害者の方が社会貢献する権利を実現することを目標とされていることです。高齢化が進み空洞化した商店街の一角にあるデリカテッセン「イーハトーブ」は多くの人で賑わっていました。また、利用者の方が自分のできる仕事を選んで生き生きと働いておられ、その目標がお題目ではないこと、そして、利用者を支える職員の方がみなさん明るくて楽しそうに働いていらっしゃることから、これは本当に実現しそうだと感じた次第です。 (前田)

●「ハーブクラブ」「クラムボン」や「イーハトーブ」のレストランは、美味しくて大満足！だけでなく、お洒落で開放的な空間で心も癒されます。障害のある人もない人も一緒にいるのがごく自然で当たり前の世界がそこにあります。みなさんの笑顔に元気を頂きました。(幸)

🍃 社会福祉法人青葉仁会 🍃
本部：〒630-2152 奈良市杣の川50番地1
電話0742-81-0420(代表) <http://www.aohani.com>



寄稿

風前の灯の平和憲法

弁護士 四宮 章夫 様

※はじめに※

自由民主党のホームページには、平成24年4月に決定された次のような憲法改正草案が掲げられています。第2章に、自衛権と国防軍の保持とが規定され、第5章で、国防軍の指揮権は内閣総理大臣が有するとされ、第9章で、外部からの武力攻撃、地震等による大規模な自然災害などの法律で定める緊急事態において、内閣総理大臣が緊急事態を宣言し、これに伴う措置を行えることになっています。

そして、国防軍は、我国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するためだけではなく、「国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動を行うことができる。」とされています。

自民党は、昨年12月の衆院選、本年7月の参院選に大勝し、日本維新の会やみんなの党等も改憲論を主張しており、現行の平和憲法は、風前の灯です。

※ 日本国憲法に定める戦争の放棄 ※

憲法9条1項は、国際紛争を解決するための手段としての戦争の放棄を定めます。この戦争に自衛戦争が含まれるか否かについて争いがありますが、憲法9条2項が、「一切の戦力の保持」を禁止した結果、自衛戦争も禁止されているとするのが、憲法学者の通説です。

最高裁では、自衛隊の合憲性について三度争われましたが、憲法判断が回避されました。自衛隊法に定める防衛用器物損壊罪違反被告事件(恵庭事件)では、被告人が無罪である以上、憲法判断に立ち入らないとされ、基地建設のための保安林指定解除処分の取消しが求められた行政訴訟(長沼事件)では、訴えの利益が無いとして門前払いされ、自衛隊基地の建設用地売買契約の効力が争われた事件(百里基地訴訟)では、当該取引は、憲法9条が直接適用される国の公権力行使には当たらないから、無効ではないとされました。

自衛隊は、朝鮮戦争勃発を契機として組織された「警察予備隊」を前身とし昭和29年の日米相互防衛援助協定の締結に伴って創設されました。

自衛隊は、私は憲法に違反すると考えていますが、既に60年の歴史があり、亡き後藤田正晴の「政と官」に、「ほぼ7割以上の国民が自衛隊を認めているので、

既に国民同意を得ていると考えて良いのではないか。」と書かれていることに代表されるように、現在では、合憲説が国民の一般的な理解のようです。

※ 集団的自衛権について ※

現在の我国の政治家の殆んどは、悲惨な太平洋戦争を身近に体験しておらず、戦争をバーチャルなものとしてしか認識することができません。しかし、55年体制の中で自民政権の中核にいた多くの政治家は、戦争の本質とそれが招く災禍の重大性をよく理解し、憲法改正にも消極的でした。

亡後藤田正晴は、前掲書の中で次のように述べています。「国民意識の範囲内でさえあれば、どんな無理な解釈でもよい、ということはない。自衛を名目にして侵略行為をおこすことがある。それが世界でよく知られる事実である。日本の憲法ではどこまで許されるだろうか。私は、日本の自衛隊が海外に出て武力行使をすることは認められないと考えている。専守防衛(侵攻してきた敵を自国の領域において軍事力を以って撃退すること)が日本国憲法が許容する限界であろう。」と。



現在、オバマ大統領は、シリアのアサド政権が反対派住民に対して化学兵器であるサリンを使用した事実が明らかになったとして、国際規範違反への制裁なくして国際秩序を確保することはできないとの理由で、武力行使を示唆し、フランスもこれに賛同しています。一方、ロシア、中国が反対する外、ローマ教皇も深い憂慮を示し、国連や欧州連合等も、国連安保理決議に拠らない武力行使に反対し、武力行使回避の動きも出ていますが、私は、安倍総理大臣が、先般行われたオバマ大統領との会談の中で、シリア攻撃への支持を言明したのではないかと危惧しています。

前記憲法改正草案では、集団的自衛権による保護対象が我国に限定されておらず、国際協調活動の正当性確保のために国連安保理決議を要件とするような工夫もありません。この改正を経れば、総理大臣が、米国との共同軍事行動に参加することが「国際秩序確保」のための「国際協調活動」であると判断した時には、国防軍をシリア攻撃に参戦させることができるのです。

国内の抗議行動も、「国内秩序を乱す緊急事態」と判断されれば、戒厳令すら発令されかねません。

我国に、昔歩んだ道を再び歩ませてはなりません。

経営倶楽部

第79回経営倶楽部

平成25年4月20日～21日

『マネジメントゲーム』 講師：税理士・中小企業診断士 前田 有太可



事務所創立35周年を迎えた本年は、「記念式典」よりも、もっと実のあることをしようとの考えから、大阪経済大学でもマネジメントゲーム講座の講師を務める弊所 前田 有太可がトレーナーを務め、2日間にわたり「マネジメントゲーム」を開催いたしました。「楽しく経営を学べるゲーム」の内容、当日の様子とご参加頂いた感想をお伝えいたします。 (浦 絵美)

◆◆ マネジメントゲーム (以下MG) とは? ◆◆

MGとは、ゲームを通じて経営を楽しく疑似体験(シミュレーション)することにより、経営感覚や財務スキルを身につける研修プログラムです。



ゲームには一卓に6名で、参加者一人一人が会社の社長として参加します。マーケットから商品を仕入れ、マーケットで販売します。その間、資金を調達し、店舗に投資し、人材を採用し、人材教育や研究開発を行います。また、資金繰りを行い、かつ、決算時には貸借対照表(B/S)や損益計算書(P/L)を作成し、損益分岐点を使った経営分析を行います。さらにその経営結果に基づき、経営計画の作成も行います。

り...人員や商品の補充といった対応に追われ、同時に記帳もしながらのゲームは大忙し!ワイワイ、ガヤガヤ、であっという間に決算を迎え、一日目は続く第3期の決算まで行いましたが、多くの会社が赤字を計上する結果になりました。

二日目は「経営計画シート」の記入から始まりました。前期の実績を振り返り、当期の具体的方針・対策を立て、計画P/Lを作成します。それにあたり、損益分岐点を使った「戦略会計」の解説があり、「固定費を賄える粗利を稼がないと採算は取れない」ということを理解しました。では、どの商品を



ルールの説明を聞くのも真剣

どれだけ販売しなければいけないのでしょうか? 販売個数や期間全体の売上の目標、さらにその売上が達成するために必要な行動計画が見えてきました。目標や具体的な計画を立てて経営を行うことで、意思決定のスピードが速くなり、取引回数が増え、利益獲得のチャンスが多くなりますが、さらに大忙し(!)。大盛り上がりの日となりました。経営計画を立てて臨んだ第4期は、すべてが計画通りとはいきませんでした。多くの会社が前期よりも成績が改善され、計画の重要性と、市場を見て柔軟に対策を変える必要性を実感しました。

MGと他のビジネスゲームとの違い

区分	M G	他のビジネスゲーム
方法	一人一社経営	分担経営
重視	自分で考え、意思決定	チームワーク
ルール	単 純	複 雑
販売方法	入 札 制	主に乱数制
決 算	自力手計算	コンピュータ

期待される効果には、(1) 経営の全体像が理解できる (2) 財務諸表(B/S、P/L)の作成ができ、内容がわかるようになる (3) 損益分岐点の考え方を理解し、経営計画の立て方がわかる などが挙げられます。

◆◆ 気付けば夢中で学んでいるゲーム ◆◆

第1期は、同時進行でトレーナーの前田の指示どおりゲームを進め、全員が同じ結果で決算を迎えます。その後、試行錯誤で第2期が始まりますが、まだルールもよく掴めず、次はどんな意思決定をしようか、迷いながらの経営です。そんな中、リスクカードを引けば突然従業員が退職してしまったり、万引きに遭った

最後は、表に書き出したそれぞれの経営結果をグループ内で診断したあと、財務諸表分析の解説で締めくくりました。

MGから学ぶ6つの経営感覚

1. 経営は差異化であり戦略
2. 売れなければ何にもならない
3. 部分より全体の最適化
4. 情報を見る目を養おう
5. P L A N - D O - S E E
6. 採算を取る 粗利 > 固定費

◆◆ ～参加者の方々のご感想～ ◆◆

☞初めはお正月にする「人生ゲーム」のような感覚で参加していましたが、中々どうして大変な二日間になりました。カードを引く→商品を仕入れる→商品を売る、この簡単な流れが簡単にはいきません。「一回休み」なんていうカードに人生を狂わされます。欲しいときに欲しいものが仕入れられず、売りたいときに売れません。結果、在庫が残る→陳腐化するといった事態に。二日間で4期の決算をしましたが、赤字というものは雪ダルマ式に増えていくものだと実感しました。

しかし、中にはしっかり黒字を出している人(会社)もおられました。そういう会社は私のようにいつまでも小さい店舗で満足せず、次々と人や店舗を増やし、大量に売買をして大きく利益を出していました。人が増えれば給料(固定費)も増える、店舗を買えば銀行からの借入れが増えて心細くなる…。どこで思い切って決断するかか経営者の手腕と言えます。世の中の流れを読んだり、自分のカンを信じたり、個人の性格も大きく関わってくると思いました。

私の場合は、4期で商品が思うように売れて若干の黒字で終わることができました。この次参加する機会があれば、今度は大きな商売をしたいと思います。そして大きく利益を出し、「もうける」ことの醍醐味を味わいたいと思いました。

水谷ペイント株式会社 水谷康乃 様
☞「マネジメントゲームという経営手法なのか、経営のための思想の話なのか」というふうに思っていたのですが、実際に参加して納得しました。水泳に例えるならば、水のかきかたや筋トレの理論の講義ではなく、実際にプールに入って泳がせていただいたといった感じがしました。ルールは体得するのに半日かかるほどのボリュームでしたが、無駄なルールは少しも無く、後から考えても本当に良くできたルールだと思います。

私が経営に関して最も気づいたことは、売上をあげることの大切さ、そのための機会を素早く作ることと、活かすことの大切さです。

私たちの時間、仕事量にはマネジメントゲームの世界と同じように限りがあり、自ずと優先順位があります。長期的な視野に立った投資、さっそく売上に貢献する投資や行動、このバランスがとても大切なんだと気づきました。

実際の経営では借金したり投資をしたりすることにはかなり慎重な方ですが、ゲームの世界では思い切って街金から借金して、大きく仕入れて早く売った結果、最後は大きな利益が出ました。体験の力って大きいと思います。とても良い体験ができたと感じています。

高宣レンタカー株式会社 八上 雅也 様
☞「マネジメントゲーム??ゲームで経営の勉強ができるのかな～?でも面白そう!」と思い参加しました。ゲーム盤の上でカードや人形を使って、わいわい楽しく、まるで人生ゲームをやっているような雰囲気。でも、流れるようなスピードの中、瞬時に判断が必要なので、ドキドキ、ハラハラの連続でした。ゲームの前には経営計画を作成、社員を何人雇用して、パートは何人で…、店舗はいくつ、銀行からいくら借入れて…と考えましたが、後々、この計画の大切さが分かりました。



結果を書き出し、振り返り

実際の経営は、数字の計画なんてほとんど無しに突っ走っているだけですが、これではあかん!と気づかされました。ゲームとはいえ、見事に実際の経営に当てはまることばかり!売りたい気持ちから、自社の商品を値下げして粗利が少なくなる…、目先のコスト削減のため社員を雇用しない、研究開発もしない…。小さい経営(!)をした結果、ゲームの最後は結局、債務超過となってしまいました。

これがもし実際の自分の会社だとしたら…と考えると、なんと恐ろしい…。きっちりと数字の計画を立て、必要な時には投資をすることの大切さを実感しました。自分の経営を見直すいい機会になりました。

株式会社リビング・ラボ 大島愛子 様

《 講師プロフィール 》

▣ 前田有太可 ▣ 税理士・中小企業診断士。
1994年MG公認トレーナー資格取得。NTTドコモ・富士通・萬世電機等でMGトレーナーを務め、分かりやすく、かつ楽しいとの定評があります。

《 MGが定番開催に! ? 》

この「マネジメントゲーム」は、また是非開催して欲しいとのご意見を多数いただきましたので、平成 26年7月の経営倶楽部で再度開催する予定です。

経営倶楽部

第80回経営倶楽部

平成25年9月13日～14日

人前で話す人のための『レクチャー・トレーニング』

講師：公認会計士・税理士 林 光行・税理士 林 幸



今回は、事務所創立35周年事業の第2弾として、舞洲にて2日間の「レクチャー・トレーニング」研修を開催いたしました。研修では実際に人前で話しをするということで、最初のうち参加者の面々は緊張気味でしたが、実習が進んで要領がわかってくると場は和み、笑いの絶えない研修となりました。また、各人が発表して皆からフィード・バックを受けることで、様々な気づきを得ることができたようです。以下、トレーニングの様子です。(税理士 林 竜弘)

◇「レクチャー・トレーニング」って？

「レクチャー・トレーニング」とは、要するに“話し方の練習”です。いざ人前で話しをするとなると、緊張したり、うまく話すことができなかつたりと、いろいろと課題はあるようです。でも、練習をして場数を踏めば、誰でも上手に人前で話しができるようになります。そこで今回は参加者による話し方の実習です。

実習の内容は次の通りです。

- ①テーマを決めて各人10分間ずつ話しをする
- ②聴き手は、どのように感じたかを伝える



参加者各自が「話し手」としてテーマを決めて、実際に話しをし、その他の参加者は「聴き手」として「話し手」に対してフィード・バックを行います。フィード・バックを通じて、「話し手」は自身の伝え方の問題点に気づきます。また「聴き手」としての参加者は他の人の話し方を観察する力を養います。



ド・バックを通じて、「話し手」は自身の伝え方の問題点に気づきます。また「聴き手」としての

参加者は他の人の話し方を観察する力を養います。

◇ フィード・バックによる気づき

人前で話すことに慣れている人でも、うまく話せているかどうかは別問題です。「無くて七癖」と言われますが、誰にでも癖はあるもので、話し手本人は気づいていなくても、身振り・手振り、間のとり方、雰囲気など、聴き手にとっては聞き難い部分があったりします。でも、普段は、話し方に少々まずい点があっても誰からも指摘されることはありませんから、本人としては、まずい点に気づくことができません。そこで、「レクチャー・トレーニング」では、「フィード・バック」が重要な役割を果たすことになります。ここでの定義は、「良い・悪いの評価のないデータを伝えること」です。表現としては、「私には～と見えます」「私は～と感じます」という風に伝えます。結果として、相手が気づき、自ら成長するキッカケ(気づき)を与えるものを伝えることです。

【フィード・バックに対する参加者の感想】

- ・2回の発表と十数回の発表者の観察を通して、自分や他人に「クセ」があることに気づいた。
- ・無意識で手を動かしていたり、目線が上や下を向いていたたり、自分ではわからないクセに気づけた。
- ・伝えたいこととは別に、聴衆に伝わることもある。
e x. 偉そうに見える、冷たく感じる e t c



◇「声」を聴けば、気持ちが解かる!?

話し手としては、気持ちを抑えて話しているつもりでも、聴き手は、話し手の気持ちを敏感に感じ取っていたりすることがあります。あるいは、話し手が無意識でも、その時の気持ちが話し方に影響を与えて聴き手に伝わる場合があります。そこで、自分の気持ちを言葉に乗せて、どのように伝わるかを確かめる実習をしました。4人一組になり、そのうちの1人が気持ちを込めて「おはよう」といいます。残りの3人は、その時の気持ちや情景を言い当てます。実習では意識的に発声しているので、ほぼ正確に気持ちが伝わったことを確認しましたが、声の質や抑揚などによって、伝わり方が異なることを実感した実習でした。



る実習をしました。4人一組になり、そのうちの1人が気持ちを込めて「おはよう」といいます。残りの3人は、その時の気持ちや情景を言い当てます。実習では意識的に発声しているので、ほぼ正確に気持ちが伝わったことを確認しましたが、声の質や抑揚などによって、伝わり方が異なることを実感した実習でした。

◇ どこに向けて声を届けているか？

話し手は、聴衆に向かって話しているつもりでも、思いのほか聴き手のところまで声が届いていなかったりすることがあります。どのくらいの声のボリューム



や声の質で、どのように呼びかければ相手に声が届くのか、会場の端と端に分かれて向かい合って、交互に呼びかけるという実習をしました。

呼びかけられた側は声が届いたと思ったら「OK」サインを出します。ところが呼びかける側は、なかなかOKがもらえず、何度も呼びかけてやっとOKがもらえる人がほとんどでした。しっかりとお腹に力を入れて気持ちを込めないと、聴き手のところまで声は届かないものだど認識しました。



◇ 構成を考えて話すことが重要！

参加者は、持ち時間をフルに使って、話しをすればよいのですが、時間が余ったり、時間が足りなかったりと、いま一つ思うように伝えることはできなかったようです。話すテーマは、各人にとって得意な分野や思い入れの深い事柄を選定しているはずですから、それなりに伝えることができそうに思うのですが、話す内容についてある程度の整理ができていないと、うまく伝えることができないようです。当たり前のことですが、話すときには、テーマに沿って構成を組み立てておくことが必要なことも改めて実感しました。

【参加者の感想】

- ・たとえ10分間でも、構想を十分に練っておかないと話がまとまらず、続かないことを実感した。
- ・人前で話すときの話し方の骨組みづくりの大切さを痛感しました。
- ・どんなに良い内容でも自分の伝えたいことが明確になっていないと他者には伝わりにくいことを実感した。
- ・伝えたいことを整理して、時間配分をして話さないと思われないと思った。
- ・人前で発表するときは、入念に調べ、自分の発表をビデオに撮ってチェックするようにしたい。

◇ 聴き手を意識して伝えることが大事

話し手としては、話しの内容や話し方ばかりに意識が向きがちですが、同時に、聴き手を意識することもレクチャーが成立するための要素として、とても大事なことです。話し手が、如何に饒舌で軽快に話しをしたとしても、聴き手が置き去りにされていたのでは、レクチャーは成立しません。

自身(竜弘)の経験でも、人前でお話しをする際に、「ちゃんと話しをしないといけない」ということばかり意識が向いてしまって、聴き手にも意識が向いていたかどうかといわれると確信が持てません…。知らず知らずのうちに、独善的な話し方になってしまっていたようにも思われます。

【参加者の感想】

- ・話すということはその人の人柄がにじみ出るものなんだなあと感じました。
- ・話すことに慣れてスキルを身につけるだけでもダメで、自分の理想の話し方ができるようになるには、なりたい自分に近づいていくことに通じているように思いました。
- ・自分自身が何を伝えたいかということに主眼を置き過ぎると失敗すると思いました。今後は、相手が何を必要としているかということに気を配って話すようにしたいと思います。
- ・人の反応を気にすることなくレクチャーできればと思っていましたが、聴き手のことをもっと意識して話しをしないといけない。聴き手に課題があると思いついていましたが、伝え手に課題があるということに気づかされました。

今回の研修を通じて、話し手は、常に聴き手を意識しながら、双方向のコミュニケーションを図ることによって、ようやく「伝わるレクチャー」を実現できるのだと思いました。



税制改正

政府は、平成26年4月から消費税率8%への引き上げを決定しました。他方、企業向けの減税に加え、インフラ整備や雇用拡大策を含む5兆円規模の経済対策を講じると表明しました。消費税改正では、経過措置等の注意点を、相続・贈与税改正では、相続税を課税される人が増加しますが、その対策の一部について、その他の改正項目では、住宅ローン減税等の減税策や現金給付等の経済対策、少額投資非課税制度（NISA）の内容を記載します。（税理士 古田茂己・税理士 清水龍二・丸山晃希）



◆ ◆ ◆ ◆ 消費 税 ◆ ◆ ◆ ◆

□ 改正消費税法施行日前後の消費税率

消費税率の適用は、原則的に平成26年3月31日までの資産の譲渡等は5%、4月1日以降は8%になります。次に掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる日で判定します。

区 分	資 産 の 譲 渡 等 の 判 定 の 日
① 棚卸資産の譲渡	その引渡しのあった日
② 固定資産の譲渡	その引渡しのある日
③ 請負：物の引渡要	目的物の全部が完成して引渡した日
④ 請負：物の引渡無	役務の全部の提供の完了した日
⑤ 人的役務の提供	人的役務の全部の提供の完了した日
⑥ 資産の貸付契約等	支払日定め有：支払を受けるべき日
	支払日定め無：支払を受けた日

□ 経過措置について

施行日をまたぐ資産の譲渡等のうち一定の取引については、経過措置として改正前の税率（5%）が適用されます。主な経過措置は以下のとおりです。

① 旅客運賃等

平成26年4月1日以後に行う旅客運送の対価や、映画・演劇を催す場所、美術館、遊園地等への入場料金等のうち、平成26年3月31日までに領収のもの。

② 特定新聞等

不特定多数の者に週、月その他の一定の期間を周期として定期的に発行される新聞又は雑誌で、発行者が指定する発売日が平成26年3月31日までのうち、その譲渡が平成26年4月1日以後に行われるもの。

③ 長期割賦販売等

平成26年3月31日までに延払基準により長期割賦販売等を行った場合には、施行日以後に回収期限が到来する割賦金の売上計上分（長期大規模工事は除く）。

□ 消費税増税時の価格表示について

平成25年10月1日から平成29年3月末日までの間、総額表示義務が緩和され、税抜表示も認められます。（平成29年4月から総額表示のみになります。）

□ 消費税転嫁対策特別措置法が成立

商品又は役務の供給に関し、平成26年4月1日以降の以下の行為が規制の対象とされます。

1. 特定事業者の下請けいじめの防止

特定事業者（大規模小売事業者である買手）が、継続して商品又は役務を供給する事業者（売手）に対して、以下の行為を行うことが禁止されます。

- ① 減額又は買ったとき：消費税増税分の全部又は一部を契約後に減じること。
 - ② 購入強制等：増税分上乗せを受入れる代わりに取引先に商品の購入や役務の提供をさせること。
 - ③ 税抜価格での交渉の拒否：消費税抜価格（本体価格）で交渉したいという申出を拒否すること。
 - ④ 報復行為：転嫁拒否（上記①～③）を、公正委員会に知らせたことを理由に取引を停止すること。
- #### 2. 消費税還元セール等の禁止

全ての事業者は、消費税との関係を明示した安売り宣伝等、以下のような行為が禁止されます。

- ・消費税は頂いておりません等の表示
- ・消費税還元セール、増税分値引き等の表示
- ・消費税分クーポン還元・ポイント還元等

※上記の行為を行った場合、公正取引委員会等による指導・助言、勧告・公表が行われ、虚偽報告や立入検査の拒否等は50万円以下の罰金に処せられます。

□ 1人当たり最大1万5千円の現金給付措置

住民税非課税世帯（約2,400万人）に1人当たり1万円を支給し、さらに年金や児童扶養手当等の受給世帯に5千円を加算することが決定しました。平成26年7月～9月に1度きり支給される見通しです。

□ 事業者免税点制度が適用されない場合

資本金が1,000万円未満の新設法人のうち課税売上5億円超の事業者が50%超を出資して設立した法人は、消費税の課税事業者とされます。平成26年4月1日以後に設立される法人に適用されます。

◆◇◆◆ 相続税・贈与税 ◇◆◆◇

平成 27 年 1 月 1 日以後、相続税の基礎控除額が下げられ、相続税を課税される人が増加します。また相続税の税率が引き上げられます。以下、相続対策として注目されている制度の一部をご紹介します。

□ 教育資金の一括贈与非課税措置のポイント

(1) 概要

平成 27 年 12 月 31 日までに、孫又は子(以下「孫等」という。30 歳未満の者に限る)の教育資金に充てるために、その直系尊属(祖父母又は父母)が金融機関等で教育資金口座(孫等名義)を開設し、教育資金を一括して拠出する場合、一定の要件を満たせば、その教育資金について、孫等一人ごとに 1,500 万円まで贈与税が非課税とされる制度です。なお、孫等が 30 歳に達するまでは途中解約することはできません。

(2) 非課税となる教育資金とは？

学校等に支払ったことが領収書等により確認できる費用が対象となり、内容は以下のとおりです。

認められるもの	学校等	入学金、授業料、入園料、受験料、学用品費、修学旅行費・給食費・PTA 会費等学校教育に必要なものなど
	学校等以外	学習塾の授業料、ピアノ・絵画などの習い事の月謝など(1,500 万円の枠のうち 500 万円までが対象)
認められないもの	下宿代、留学の渡航費・滞在費、一般書店で購入した参考書代、通学定期代など	

(3) 教育資金の払出しの確認等

孫等が金融機関に領収書を提出することにより、教育資金の払出しを確認します。金融機関への領収書等の提出期限は、以下のとおりです。

摘要	教育資金支払後 口座引出方式	口座引出後 教育資金支払方式
提出期限	その領収書等記載された支払日から一年を経過する日まで(こちらが有利と思われます)	その領収書等に記載された支払日の属する年の翌年 3 月 15 日が期限
注意点	孫等が教育資金管理契約を締結する際に、どちらかの方式を選択します。一度選択すると二度と変更はできません。	

(4) 終了時の課税関係等

①孫等が 30 歳に達した日において、拠出された教育資金のうち未使用の部分は、その日に贈与されたものとして贈与税が課税されます。

②孫等が 30 歳までに死亡した場合は、その時点で未使用の教育資金については、贈与税が課税されません。

(5) メリット

従来から祖父母から孫へ教育資金として『必要な額をその都度贈与』しても贈与税は非課税とされていますので、この教育資金の一括贈与が利用されるのは、祖父母が高齢で孫が小さいケースが想定されます。

贈与税の暦年課税では、年 110 万円の基礎控除が認められていますが、この 110 万円とは別枠で教育資金の一括贈与をすることができます。

また、孫等が 30 歳になるまでに祖父母が死亡した場合、通常、相続開始日前 3 年以内の贈与財産は、相続財産に加算されて相続税額を計算しますが、この教育資金の一括贈与はその対象にはなりません。

□ 非上場株式等の相続税・贈与税の納税猶予制度

中小企業の経営者が後継者に事業を承継させる際に、その経営者の非上場株式にかかる相続税や贈与税が大きな障害になっています。そこで、「非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度」が平成 21 年度の税制改正で創設されました。

この納税猶予制度とは、後継者として会社の経営を引き継ぐ人が一定の割合までの自社株式について、相続で取得した場合は、その株式の課税価格の 80% に対応する相続税の納税が猶予され、贈与で取得した場合は、その株式に対応する贈与税の全額の納税が猶予されるという制度です。ただし、適用要件が厳しすぎる等の理由で、あまり利用されていませんでした。そこで、平成 27 年 1 月 1 日から相続税の改正と同時に、この納税猶予制度の適用要件の緩和が図られ、手続も簡素化されて、前回より使い勝手がよくなりそうです。

<適用要件緩和>

項目	改正前	改正後
雇用確保要件	毎年 8 割以上確保	5 年間平均で 8 割以上確保
経営承継相続人等の要件	被相続人の親族	親族以外の後継者への相続・贈与でも適用あり
先代経営者の役員退任要件(贈与税)	贈与時において役員ではない(退任している)	贈与時に、役員であっても代表者でなければよく、給与を受けていてもよい

<手続の簡素化>

項目	改正前	改正後
事前確認制度の廃止	経済産業大臣による事前確認制度が設けられていました。	事前確認が不要(突然、経営者が亡くなっても利用)
株券不発行会社への適用	原則として株券を発行し法務局に供託	株券の発行をしなくても適用可

◆ ◆ ◆ ◆ ◆ その他の改正項目 ◆ ◆ ◆ ◆ ◆

□ 住宅ローン減税の拡充とすまい給付金制度の創設

平成26年4月1日以降の消費税増税による負担を軽減するため、所得税と住民税から税額控除される住宅ローン減税が平成29年末まで延長され、控除額も10年間で最大400万円まで拡充されました。

また、収入が一定以下の人が、床面積50㎡以上等一定の要件を満たした住宅を、住宅ローンで購入した場合に現金を給付する『すまい給付金制度』が創設されました。中古住宅購入も給付対象となります。

● 住宅ローン利用で扶養家族が1人の場合の給付目安

消費税率 8% の場合		消費税率 10% の場合	
収入額の目安	給付金	収入額の目安	給付金
425万円以下	30万円	450万円以下	50万円
425万円超 475万円以下	20万円	450万円超 525万円以下	40万円
475万円超 510万円以下	10万円	525万円超 600万円以下	30万円
		600万円超 675万円以下	20万円
		675万円超 775万円以下	10万円

上記の場合、50歳以上で収入が一定以下の人が、住宅ローンを利用せず現金で住宅購入したときも、給付金の支給対象となります。

ただし、給付対象となるのは、8%または10%の消費税率が適用される不動産取引に限られ、5%の税率が適用される不動産取引や、消費税が非課税とされる個人間での不動産取引は給付金対象外となります。

□ 少額投資非課税制度NISA(ニーサ)の創設

上場株式等の譲渡益や配当に対する税率は、現行、証券優遇税制として10.14%となっていますが、平成26年1月1日から原則の20.315%に増税となります。その代りとして平成26年1月1日から少額投資非課税制度(通称NISA)が導入されることになりました。金融機関等で開設した少額投資非課税口座で、上場株式や株式投資信託を購入すると本来20.315%課税される配当金や売却益が非課税となる制度です。

● NISAの概要

非課税対象	上場株式等の配当及び譲渡益
年間投資額上限	毎年の新規投資額は100万円を上限
非課税期間	投資した年から最長5年間
非課税投資総額	500万円(投資額100万円×5年)
投資可能期間	10年間(平成26年～平成35年)
対象者	20歳以上の日本居住者等

NISA利用の注意点・ポイントは以下のとおりです。

- ☞ NISA口座は1人につき1口座、複数の同時開設は不可。開設後は他の金融機関へ変更できない。
- ☞ 口座開設時は、非課税口座がないことを税務署へ申請し、非課税適用確認書の交付を受けることが必要。
- ☞ 現在保有している株式等をNISA口座へ移すことは不可。NISAの対象は新規の投資に限られる。
- ☞ 未使用の非課税投資枠を翌年へ繰り越せない。売却後に非課税枠を再利用することはできない。
- ☞ 譲渡益及び配当は非課税のため確定申告不要。ただし配当をNISAの口座内で受領する必要あり。
- ☞ 株式等を売却した場合の譲渡損失は、NISA以外で保有している株式等から生じた譲渡益や配当との損益通算不可。損失の繰越控除も不可。
- ☞ 非課税期間終了後、NISA口座内の株式等は、特定口座に移管され、移管後に受け取る譲渡益や配当は課税対象。ただし、翌年の非課税投資枠がある場合には、時価で100万円までNISA口座で保有可能。
- ☞ 移管された株式等の取得価額は当初の取得価額ではなく、移管時点の時価が取得価額となる。

□ 復興特別法人税の廃止(予定)

平成24年4月1日から3年の間に開始する事業年度について、法人税額の10%を復興特別法人税として課税されることになっていましたが、消費税の増税に伴い、2年間で打ち切られる予定です。

□ 所得拡大促進税制の延長・要件の緩和

青色申告法人が平成25年4月1日から3年の間に開始する事業年度について、従業員の給与等を増加させた場合、その増加額の10%の税額控除が認められています。現在の適用要件は、基準年度となる平成24年度と比べて5%以上給与等支給額を増額した場合となっていますが、要件が緩和され、2%以上の給与等支給額の増額であれば減税を受けられるようになりました。

基準年度と比較して平成25年度と26年度は2%以上の増額、平成27年度は3%以上の増額、平成28年度と29年度は5%以上の増額が適用要件となります。

また、従業員の平均給与が前年度以上という適用要件について、前年度から続けて雇用している従業員の平均給与に限ることとし、給与水準の高い定年退職者等を平均給与から除くことにより、減税を受けやすくなりました。

「消費税増税賛成」に
納得していますか

何があっても増税に反対というのが今までの日本人だったのが、一般の人で増税に賛成する人が多数派になりました。日経電子版アンケート結果(8月)によれば条件付き賛成を含めると、約8割の方が消費税増税に賛成のようです。ところが9月の調査では賛否が拮抗します。賛成といっても譲れない心の叫びがありそうです。(公認会計士 塩尻隆夫)

☞心の叫び 1 ▶ 消費税増税の前にやるべきことがある

昨年の社会保障と税の一体改革への野田総理(当時)の国民向けメッセージを思い出してください。「議員定数削減」「国家公務員人件費8%削減」「独立行政法人を4割減らす」「特別会計の改革」と消費増税の前に政治改革、行政改革の必要性を訴えたものでした。税金のムダ使いをなくすこと。穴のあいたバケツに水を追加しても意味がないと考える方は多いでしょう。

加えて、昨年11月の党首討論でのこと。野田総理が「消費税引き上げというご負担をお願いしている以上、定数削減の道筋を作らないといけません。このご決断を頂くならば、私は今週末の16日に解散してもいいと思っております」と安倍自民党総裁に迫ります。「ぜひこの場で約束して下さい」という総理。「今、この場でそのことをしっかりとやっていくと約束しますよ」と安倍さん。追いかけて総理は「16日に解散します。やりましょう、だから」と。しかし、定数削減は未だに不十分。国民に負担をお願いする政治家に、身を切る姿勢がみられません。

☞心の叫び 2 ▶ 5兆円をばらまく余裕はない

8兆円相当の歳入増を見込む消費増税が決まったものの、増税の理由とされる持続可能な社会保障制度確立の道筋は未だにされていません。将来の世代のポケットに手を突っ込んでお金を借りて(赤字国債)今を生きる人達の社会保障関係費(100兆円)に充てているのが現状です。今さえよければいいという無責任は、もうやめるべきで、社会保障の一体改革を進め、将来の生活に明るい展望を開くことが急務でしょう。

ところが、国土強靱化計画ということで公共事業を増やし、5兆円規模の経済対策に法人税の引き下げが盛り込まれることも確実になりました。設備投資した分を減税する、震災復興のための税率上乗せを前倒して廃止する等のものですが、法人税減税で恩恵を受けるのは全体の3割に過ぎない黒字企業でしょう。5兆円ばらまくための8兆円増税であってはなりません。

☞心の叫び 3 ▶ 今のままでは負担増に耐えられない

野田前総理と谷垣自民党総裁が党首であった3党合意時から安倍内閣に交代したことで、財政再建からデフレ克服の色合いが強くなりました。アベノミクスが円安をもたらし、円安が輸出企業の増益をもたらしても、その増益分が海外への設備投資に向かうのでは何のためのアベノミクスか、また輸入物価が上がるだけでは何のための円安かということになりかねません。

デフレの弊害について「日本人はなぜ貧乏になったか?」(村上尚己)に「デフレによって貨幣の価値ばかりが高まり(貯め込んだ現金だけで生活できる人は豊かになれる)、その一方で若者の価値(給料)は全く上がらず押さえつけられたまま、こんな状況がいつまでも許されているのか?」と明快な記述があります。

さらに、米、英、仏ともに家計所得は20年前に比べて2~2.5倍に増えている(新興国は当然これより大きい)のに日本だけが減少傾向にあり(物価より所得の下落が大きい)、1人負けの状態です。勤労の価値が下がり続けることを誰も望んでいないでしょう。

☞中小零細事業者の悲鳴 ▶ 価格転嫁には限界がある

消費税の価格転嫁については、政府税制調査会や国土交通省も認めているように、地方の路線バスの値上げですら慎重な姿勢を見せています。ましてや下請けいじめや消費者の買い控え行動に伴う売上減少に怯える事業者にとっては死活問題になりかねません。

☞日本国の設計図はどこに?

国を発展軌道に乗せるために、どうやって産業を伸ばすか、その時にふさわしい国の統治機構とは、社会保障をどうするか、税制(国税の税収構成比は個人所得課税30%、法人所得課税24%、消費課税40%、資産課税6%)はどうあるべきか。GDPで日本を追い越したばかりの中国の税収(100兆円規模)は日本の2倍を超えています。こういったことを踏まえて日本の設計図を示すことのできる本物のブレインの声を聴きたい。増減税一体という算数の世界から脱すべきでしょう。

ヘルメット相談会

工事現場でヘルメットをかぶった人達が相談し合っているイメージで、現場のトラブルを図るため実施しているアシストの自主勉強会です。



新年合宿で、職員の税務力UPが目標に掲げられました。具体的な取組みとして、まず、税務会計能力検定試験（所得税法・法人税法・消費税法）です。サンセットヒル5階会議室で、本試験さながらの臨場感でしています。もう一つは、弊所税理士による税務調査の重点項目講座です。スクール形式に机を並べ教室風に。講師に対して質問が飛び交います。今回は、税務調査の重点項目講座で学んだことの一部をお伝えいたします。

◇ ◇ 交際費、福利厚生費、寄附金 編 ◇ ◇

～ 講師：税理士 林 幸 ～

ほんわかムードの中、YUKI講座はスタートしました。最初に、「税務調査のコツは課税当局と信頼関係を築くこと。それが最も関与先のためになるからです。そして林事務所は、きちりしていると国税局・税務署に信頼されています」と聞き、心に響きました。以下は、法人の税務調査で必ず調査対象となる交際費と他費目との区分を中心にお伝えいたします。(河崎 千恵子)

■ 交際費の現行税制について

《損金不算入》

① 期末資本金 1 億円超の法人：交際費全額損金不算入

② 期末資本金 1 億円以下の法人：交際費600万円超は全額損金不算入(交際費600万円まで10%損金不算入)

※平成25年4月1日から平成26年3月31日までに開始する事業年度 ⇒ 交際費800万円まで全額損金算入

《少額飲食費》

一人当たり 5 千円以下の取引先との飲食費は、損金不算入の対象となる交際費等の範囲から除外され、全額が損金として認められます。期末資本金 1 億円超の法人でも OK ですが、社内交際費は該当しません。

ただし、次に掲げる事項を記載した書類を保存していることが必要です。

- イ. その飲食等のあった年月日
- ロ. その飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名又は名称及びその関係
- ハ. その飲食等に参加した者の数
- ニ. その費用の金額並びにその飲食店、料理店等の名称及びその所在地
- ホ. その他参考となるべき事項

■ 勘定科目の意義

交際費 得意先、仕入先その他事業に関係ある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するもの。


福利厚生費 従業員の福利厚生のための支出。全従業員対象であり、おおむね一律で、通常要する費用。

寄附金 事業との関連性がない、あるいは希薄な者に対して、見返りを期待せずに一方的に金銭、物品その他経済的利益の贈与又は無償の供与をした場合。

会議費 得意先等との打ち合わせ、商談に際して社内または通常会議等を行う場所での昼食の程度を超えない飲食代。会議の実態があれば、会議のための会場借上げ費、会議中の通常の喫茶、食事、会議のために必要な宿泊費等は、会議費として認められる。

広告宣伝費 不特定多数の者に対して宣伝的効果を意図するもの。

■ 福利厚生費と給与、交際費の区分表の抜粋

	福利厚生費との関連	給与との関連	交際費に該当
ゴルフ	ゴルフに関しては、現在のところ、専ら社員等の慰安等とするものでも、福利厚生費として認められていない。	法人名義であっても、個人が使用するものは、入会金、年会費、プレー代は給与となる。	得意先接待費等としての年会費、プレー代等
社員旅行	次の様な旅行は該当 ①旅行期間が4泊5日以内 ※海外旅行の場合は外国での滞在日数 ②全従業員の50%以上参加 ③費用1人当たり10万円程度	左の①から③に該当しないものは給与となる。 	旅行中での交際費等行為の負担 (5千円基準の適用はない)

■ YUKI 講座の最後はクイズで盛り上がりました！

次の支出は、以下のどの科目に該当するでしょうか？

- ① 福利厚生費 ② 給与 ③ 交際費

Q1. B社はホテルで30周年記念式典を社員のみでの参加で開催した。和洋折衷料理で一人1万円だった。

Q2. その際、永年勤続表彰を行い、記念品として3万円～20円の旅行券を渡した。永年勤続表彰規程により、5年ごとの表彰を決めている。

Q3. また、全員にホテル特製ケーキの手土産を持ち帰らせた。

A：Q1→③ Q2→① Q3→③

◇ ◇ 売上、仕入、棚卸資産 編 ◇ ◇

～ 講師：税理士・中小企業診断士 前田 有太可 ～

今回は売上、仕入及び棚卸資産について、税務調査で問題となる論点について勉強しました。(小林 正恵)

□ 売上の計上基準

棚卸資産の販売による売上計上日は、棚卸資産の引渡しがあつた日と定められています。その引渡の日がいつであるかについて以下の基準があります。

基準名	売上計上時期
出荷基準	商品を出荷した日
引渡基準	得意先に商品を引き渡した日
検収基準	得意先が商品を検収した日

□ 売上原価の計上時期

売上とそれに対応する売上原価は同じ会計期間に計上しなければなりません(費用収益対応の原則)。

例) 3月31日に100万円の商品を仕入れ、4月1日に150万円で売上げた(当社の決算は3月31日)。

	A 正しい処理		B 間違つた処理	
	3/31仕入分を期末在庫に計上した		3/31に在庫の計上が漏れた	
	当期	翌期	当期	翌期
(1) 売上	0	150	0	150
(2) 期首商品棚卸高	0	100	0	0
(3) 仕入	100	0	100	0
(4) 期末商品棚卸高	100	0	0	0
(5) 売上原価	0	100	100	0
(6) 売上総利益	0	50	△100	150
売上原価(5) = (2)+(3) -(4) 売上総利益(6) = (1)-(5)				

Aは売上と売上原価が対応していますが、Bは対応していないため各期の適正な利益が計上できていません。

□ 期ずれに注意!

当期の売上に計上すべき売上が、翌期の売上に計上していないか、決算月の翌月の伝票や取引の内容をよく確認する必要があります。

例) 当社の決算日が3月31日。3月中に納品、検収が済んでいたが、事務処理上、請求書の発行が4月になったものについては当期の売上になります。

□ 棚卸資産

棚卸資産については、以下の点に注意が必要です。

- ① 期末直前の仕入れが在庫に計上されているか
- ② 期末の实地棚卸表を作成しているか
- ③ 商品を廃棄した場合、廃棄処理の証拠があるか
- ④ 売れない商品を棚卸から除外していないか
- ⑤ 外注先等に預けてある在庫の計上漏れがないか
- ⑥ 倉庫へ移動中の商品について計上漏れがないか

◇ ◇ 人件費 編 ◇ ◇

～ 講師：税理士 古田 茂己 ～

人件費の税務調査の対象となる「役員報酬の額は妥当か」「役員等の個人的費用を計上していないか」「架空人件費が計上されていないか」という話から始まりました。役員関係は特に要チェックです。(河野けい子)

◆ 役員報酬

役員報酬は「定期同額給与」「事前確定届出給与」の条件に適合すれば、法人税の税額計算上、費用(損金)となります。「定期同額給与」とは、事業年度内で毎月報酬額が同額であることをいいます。報酬を上げたり下げたりしてデコボコになると、その中で最低の額までが費用とみなされ、超えた額は費用にはなりません。ただし、事業年度開始日から3ヶ月以内に取締役会決議により増額改定され、増額後の報酬が同額なら定期同額給与となります。古田は「昔はいつでも役員報酬が変更できたのになあ」とつぶやいていました。

◆ 役員退職金

役員を退任した場合は、株主総会の決議を経て退職金が支給されます。原則、法人の役員退職金規程に基づいて退職金の額が算定されます。また、役員を退任していなくても退職金を支給することができるという、頭の中が「?」となりました。それは、例えば、常勤取締役が非常勤取締役になる、取締役が監査役になる場合です。その地位や職務内容が激変して、実質的に退職と同様の事情が生じた場合の支給は退職金と認められます。ただし、退職金支給後の報酬が、退職金支給前のおおむね50%以上減少している必要があり、また退職金支給後もその法人の経営上主要な地位を占めていると退職金は認められません。



◆ 個人的費用の付け込み

会社が費用処理していても、それが役員等の個人的な費用に該当すれば、役員賞与等と認定されます。役員賞与になると、法人の費用にはならないし、役員個人も所得が増加して源泉所得税を徴収されます。いわゆる2重に税金を支払う「往復ビンタ」。さらに消費税の課税仕入を否認されると「トリプルパンチ」。経費等の領収書や請求書の内容を確認することが大切です。

◆ 人件費の税務証拠資料の整備

- ① 給与台帳 ② 扶養控除等申告書、源泉徴収簿 ③ タイムカード、出勤簿 ④ 組織図 ⑤ 社員名簿、履歴書 等

新しい会計基準について

前号のシェアリングレターでは「会計基準改定の動向と時価会計」と称して、時価会計の趣旨や時価会計の背景について取り上げました。今回は時価会計を取り入れた会計基準と従来の取得原価会計基準における貸借対照表の役割について取り上げながら、新基準による時価会計の概略を紹介したいと思います。 (編集部)

新しい会計基準 **II** 新会計基準における資産評価
公認会計士 藤原 良樹

日本における時価会計の導入

日本の会計制度は時価会計の導入を進める国際的な会計基準へのコンバージェンス(収斂)のために、従来の取得原価主義による会計基準(以下、旧基準)から時価会計を取り入れた会計基準(以下、新基準)に移行することになりました。これを会計ビッグバンといい、1999年以降「金融商品に関する会計基準」、「固定資産の減損に係る会計基準」、「税効果会計に係る会計基準」等の会計基準が順次導入され、現在は新基準による会計制度となっています。

貸借対照表の役割

では、新基準によりこれまでと何が変わるのでしょうか。会計では大きく分けて収益・費用を中心とする考え方(以下、収益費用アプローチ)と資産・負債を中心とする考え方(以下、資産負債アプローチ)の二つの考え方があります。

旧基準では収益費用アプローチを採用していましたが、新基準では資産負債アプローチを取り入れています。収益費用アプローチは期間損益の計算を会計の第一の目的と考え、当期の損益を計算し、将来の損益となる項目を貸借対照表に資産や負債として計上します。その結果、貸借対照表は損益計算の「つなぎ」としての役割を担います。一方、資産負債アプローチは、純資産による企業価値の測定を第一の目的と考え、資産と負債の増減を重視し、資産が増加又は負債が減少した場合には収益、資産が減少又は負債が増加した場合には費用と考えます。資産と負債を測定し、差額が損益になることから損益計算書は資産や負債の増減の内訳明細となります。したがって、資産負債アプローチでは貸借対照表が中心的な財務諸表になります。

つまり、収益費用アプローチの旧基準のもとでは「つなぎ」であった貸借対照表が、新基準で資産負債アプローチを取り入れたことによって、旧基準の場合と比較してより重要な財務諸表となったと言えます。

新基準による資産評価

資産は、事業資産と金融資産の2種類に大別されます。事業資産は棚卸資産や有形固定資産等の本来の事業の用に供する資産であり、金融資産は現金預金や有価証券等の資産です。この2種類の資産の特性については、事業資産は換金が困難で各企業で価値が異なるのに対し、金融資産は換金が容易で価値が誰にとっても等しいという点があげられます。

それぞれの資産の特性から、新基準では事業資産は従来通り取得原価評価、金融資産については一部を除いて時価評価を行うという考え方を採用しています。

金融資産の評価

新基準では、主な金融資産の評価は次の通りとなります。

金融資産	投資の成果	時価の把握	評価方法
金銭債権(貸付金等)	資金の回収	時価の把握が困難	貸倒見積額控除後の額で評価
売買目的有価証券	時価変動により売却し、利益を期待	時価の把握可	時価評価し、評価差額は当期の損益に計上
満期保有目的債券	満期まで保有し利息を期待	時価の把握可or困難	取得原価評価
子会社及び関連会社株式	子会社等が利益を得ることを期待	時価の把握可or困難	取得原価評価
その他有価証券(上記の有価証券以外)	株式の持ち合い等様々	時価の把握可or困難	時価評価(※)し、評価差額を純資産の部に計上

(※)時価の把握が極めて困難な有価証券は取得原価評価

上の表のように、①投資の成果は何か、②時価の把握ができるかどうか、が評価の指標になります。①の投資の成果とは、投資の際に期待されている成果を指しており、新基準では投資の成果と資産評価とを整合させる点に特徴があります。新基準においては、金融資産のうち満期保有目的債券等の継続的な所有を前提としている場合には、事業資産に近い性質であるので取得原価評価し、それ以外の金融資産のうち時価の把握が可能なものは時価評価します。

このように、日本では時価主義の導入は一部の金融資産で取り入れられたものになっています。今回は事業資産の評価について詳しく紹介したいと思います。

労働契約法の改正の内容とポイント



今年の4月から労働契約法が改正され、有期労働契約に関し、新しい3つのルールが規定されました。有期労働契約とは、正社員以外の労働形態に多く見られる形式で、期限のある労働契約です。有期労働契約で働く人の約3割が、通算5年を超えて契約を反復更新しているという実態があり、^{やとどめ}雇止め（契約期間満了による退職）の不安を常に持つこととなります。こうした問題に対処し、働く人が安心して働き続けることができる社会の実現を目的として改正されました。（社会保険労務士 泉谷 功）



◆ 改正に伴い、会社に必要な労務管理

今回の改正を受けて、会社の労務管理上、最低でも以下の2点が必要です。

1. 非正規社員に適用する就業規則の作成

就業規則が正社員と非正規社員に分けて作成していない場合で、正社員の範囲が「期間の定めのない契約をしている者」となっていれば、有期労働契約者が無期労働契約に転換すると、正社員に該当することになり、正社員の権利を有することになります。つまり、就業規則の規定による賃金等の労働条件が適用することになり、例えば、正社員としての手当等を支給する必要が出てきます。

直近の有期労働契約と同一条件にする場合は、無期労働契約に転換した社員が適用を受ける非正規社員用の就業規則を作成する必要があります。

2. 契約期間管理の徹底

有期労働契約の更新を確実に行う必要があります。契約更新は、とても大変な実務です。有期労働契約者の契約の期限の日をそれぞれ別々にしてしまうと管理が大変になります。そこで例えば年度途中の採用であっても、契約の期限は年度の末日にします。そうすることにより、契約更新は年度の末日の一度で済みます。

また、有期労働契約の更新をしない場合には、30日前までにその旨を伝えなければなりません。ただし、契約更新が2回まで、かつ継続雇用が1年以内であればその限りではありません。

このように、不安定な就業形態である有期労働契約者を保護する法改正が今後も続くと思われます。会社にとってなくてはならない存在である有期労働契約者について、考える良い機会だと思います。

① 無期労働契約への転換

無期労働契約への転換とは、有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申し込みにより、期間の定めのない契約（無期労働契約）に転換できるルールです。転換後の労働条件は、別段の定めがない限り、直近の有期労働契約と同一となります。別段の定めとは、労働協約や就業規則などのことです。

ただし、この転換制度には、クーリング期間（有期労働契約とその次の有期労働契約の間）が、原則として6ヵ月以上（契約期間が1年未満の場合は、その契約期間の2分の1以上）があると、以前の有期労働契約は通算されないこととなっています。

② 「雇止め法理」の法定化

「雇止め法理」の法定化とは、最高裁の判例で確立した「雇止め法理」がそのままの内容で法律として制度化され、使用者による雇止めが無効となるケースがあるというルールです。雇止めが無効となるケースとは、契約更新に期待を持たせる言動があった場合や、契約更新を口頭で行い、書面による契約更新の手続きをしていない場合、あるいは期間が過ぎてから契約を更新する場合などがそれに当たります。

③ 不合理な労働条件の禁止

不合理な労働条件の禁止とは、正社員と有期労働契約者との間で、期間の定めの有無だけを理由として、有期労働契約者の労働条件を正社員より低く設定するなど、有期労働契約者に対する不合理な労働条件の設定を禁止するルールです。すなわち、業務内容、責任の程度、異動の範囲などが正社員とほぼ同じにもかかわらず、賃金などを相違させることは、合理的ではないと判断されます。

ご質問・お問い合わせは
» » » 泉谷社会保険労務士事務所まで
Tel:072-288-7770 携帯:090-3654-949
izumitani-sharousi@oregano.ocn.ne.jp

ひととひと

「自由を求めて」 リ・ハナさん

『日本に生きる北朝鮮人 リ・ハナの一步一步』を今年1月に出版した
リ・ハナさん。北朝鮮で生まれ育ち、18歳から5年間の中国生活を経て、

両親の生まれた日本に。日本語も全くできなかった彼女が働きながら旧大検に合格、大学に
入学、そして今春卒業。久しぶりに会った彼女は、情熱的でバイタリティに溢れていました。
タイムスリップしたかのように来日して8年の“今”を聞きました。（林 幸・林かずこ）



🐣 本の出版にはリスクもあった 🐣

「こんな人間が日本で生きているんだ」ということを
知ってほしくて出版を決めました。すでに北朝鮮から
来た方で本を出しておられる方もいらっしゃいますが、
私は読者の皆さんに軽く読んでほしかったんです。
「こんな苦労しました」という辛い面だけじゃなく、
「なんや、自分と一緒にやん。意外と普通やん」と親近感
を持ってほしかった。同じ日本に生きている人間とし
て。でも、そのためには誰かがリスクを負わないとい
けないと思いました。日本の皆さんが関心を持ってく
れる時期・チャンス逃すと意味がないと思ったんで
す。だから出版の話があった時、受けました。

🐣 出版を機に多くの取材を受けたけど・・・ 🐣

大手新聞5社・婦人公論・雑誌に始まり、報道番組
・ラジオなど多くの取材を受けました。報道関係の方
々にはすごい反響があったんですが、一般の方々の反
響は思ったより少ないように感じました。特にインタ
ーネット上では脱北者に対して否定的な反応も少なく
なかったんで、少し淋しい気持ちもしました。

✳️ 資本主義国ではお金がないと生きていけない！ ✳️

5年間暮らした中国での生活が本当に辛かったから、
日本領事館に保護してもらった時「本当にやりたい事
をやって自由に生きるぞ！」と思いました。でも閑空
に降り立った瞬間、いくら自由で民主主義と言えど、
お金がないと自分の生活さえ無理だと気付きました。
残念ながら今の日本では入国後の住居や生活資金、言
葉の問題への支援がないんです。日本での生活や学業
の積み重ねが無い状態で生きていくのは本当に大変で
す。お金がなかったから日本語学校にも行けなかつた
し、「日本語学校行った方がいいよ」と言ってくれる
人もいなかった。だから週2日ほどボランティアの人
に日本語を教えてもらいました。夜間中学3年生に編
入したんですけど日本語を教える場所ではないので、
日本語の勉強にはいろいろと苦労がありました。

✳️ まず社会の仕組みの違いに驚いた！ ✳️

「なぜ税金を払わないといけないの?」「なぜこんな
に法律、法律っていうの?」「なぜこんなに政党が多い
の?」「選挙で投票するってどうやって選ぶの?」「宗
教って何?」などなど、とまどうことだらけでした。

北朝鮮の「選挙」は、大人や子どもたちが動員され
て旗を振ったりする形式的な行事の一つだったんです。
既に決まった人たちなので比較対象がない。だから日
本の政党の多さには本当にびっくりしました。また北
朝鮮では「宗教」という言葉もほとんど使いません。

🐣 北朝鮮の恋愛事情。昔の日本と似てますよ 🐣

辛淑玉さんとの対談で北朝鮮での恋愛
事情を話したんですが、周りの目を気に
しながら好きな子と会う時間を作ったり
するところは昭和の日本に似てますね。



戦前の日本がそこにある感じなんでしょうか。戦前の
日本と北朝鮮には似ているところがあると思います。

✳️ 『二十四の瞳』完全なる誤解(笑) ✳️

10代の頃に「二十四の瞳」を読んで、子どもたちの
純粋な心と先生の教え子を想う心に感動しました。ま
た日本が北朝鮮と同じで「サクラのように散ることこ
そ男たる者」「お国のためなら命も惜しくない」んだと
親近感を覚え、嬉しかったのです。でも改めて読むと
『戦争はダメだよ』という内容の本でした(笑)。そし
て戦争の犠牲になった人々のことを思い、涙が流れま
した。花のように散ってよい命なんてこの世に存在し
ないし、存在してはいけないということを、日本とい
うすごく平和な国に暮らすようになって分かりました。

✳️ 日本の受入れ制度 ✳️

現在、日本には約200人の脱北者たちが生活してい
ます。でも日本に入国できるのは、祖先が日本で生活
していたなど、日本にゆかりを持つ本人やその子孫た
ちだけです。そういう意味では日本社会は外国人に優
しくないと感じています。

＊ 両親と帰還事業 ＊

在日1世が暮らしていた頃の日本は、在日朝鮮人への差別があり、仕事もなく、生活が大変な人も多かったそうです。そこへ北朝鮮のことをまるでユートピアのように伝える帰還事業が行われ、1984年までの25年間に約9万3千人(日本人配偶者を含む)が北朝鮮に渡ったそうです。母は3歳の時、父は1970年代後半、20代で北朝鮮に渡りました。北朝鮮に行っても「帰国者」と呼ばれ、ある種の差別が存在しました。両親の親がともに済州島出身で帰国者同士お見合い結婚しました。

＊ ようやく分かってきた父の想い ＊

父が東京でごく普通の大学生活を送っていた頃に、一家全員北朝鮮に渡ることが決まりました。朝鮮語も知らない父はすごく抵抗したそうです。でも祖父に逆らえず、北朝鮮では医学大学に入り医師になりました。

子どもの頃、父のことが理解できなかったんです。「何故お父さんは、友達のお父さんのように遊んでくれないの?」「何故何も話さないの?」。仕事が終わったらお酒ばかり飲んでる父が理解できませんでした。

でも今、少し理解できるようになりました。北朝鮮に渡るということは、「二度とこの国から出られない」「一生この国で生きていけないといけない」ということ。絶望感に襲われたと思います。民主主義・資本主義という国を知ってしまった状態で北朝鮮で生活するのは本当に苦痛だったと思います。病気になっても治療もせずに鎮痛剤だけを打っていました。もし父が日本で生きていたら、少なくとも40代半ばで死ぬことはなかったと思います。帰還事業で帰った男性は、精神的に参ってしまう人が多かったようです。その点女性は切り替えが早いので強いですね(笑)。

＊ 今は、父が見守ってくれていると思う ＊

父が北朝鮮に渡った年齢と、私が日本にきた年齢が近くて「託されているのかなあ」と感じています。「せめてこの子には日本でのびのびと生きてほしい」と願っているんじゃないかと。「弁護士や医者になりなさい」とかじゃなくて、人間として言いたいことを言って、食べたいものを食べて、堂々と生きていくことを望んでくれていると思います。実は、友達の結婚式で父の故郷の長崎に行ったんですが、長崎に入った途端、何とも言えない感覚に襲われました。ゆっくり時間を作って、父が生きた場所を訪れたいと思っています。

☞ 大学生生活は思い描いていたのと全然違った ☞

教授は、「君ら、すでに高校の時に習ってると思うけど...」と言いますが、中学・高校の積み重ねがない私は、「私は分かってないよ〜!」と思うことが本当に多かったです。単位を取るのは大変でした。未だに学長さんに「あなたは卒業できません」と言われる夢を見るんです。相当追い詰められていたと思います(笑)。

同級生にバイトする理由を聞くとブランドのバッグが欲しいからだったりするんです。「生活のためじゃないんだ!」とビックリ! ただでさえ私は年上だし、バイトも生活のため。大学ではオバサンでした(笑)。

クラスの自己紹介では、公務員志望が多く、目標が具体的で「みんなしっかりしてるなあ〜」と思ったけれど、「社長になる」とか「起業する」とか言う勢いのある学生がいなくて少し寂しかったです。

＊ 北朝鮮・中国・日本・韓国がひとつ ＊

「自分が一体何人なのか」ずっと悩み続けてきました。北朝鮮では「帰国者子女」でした。今は韓国籍ですが、「韓国人です」と言うのにも躊躇します。今思うに、私にとっては、北朝鮮も中国も日本も韓国も私の人生の一部であり、そういう意味でひとつのものなんです。今住んでる日本という国に対しては、果たすべき義務を果たし、受けられる権利を享受したい。税金をきちんと納めて責任を果たしたいと思っています。

＊ 資本主義国に来て8歳 ＊

体は大人だけどまだまだ心がついていけない状態です。ポンと日本に来て、赤ちゃんから生き直している感じで、学ぶことがいっぱいあります。

それに私は、「北朝鮮から日本に來れない人たちの分も生きていかないと」と思っています。私が日本で生きていることは、北朝鮮にいる親戚にとってはいい迷惑。息をひそめて生きていなくてはという気持ちもあります。

＊ 夢... ＊

かつては良妻賢母になるのが夢でした。主婦になりたかった。今はこんなになってますけど(笑)。お金を貯めてアメリカに1年間くらい行くのが夢です。



『日本に生きる北朝鮮人
リ・ハナの一步一步』
アジアプレス出版部 ¥1,365
ハナが立って、笑って、葛藤しながら日本で生きてきた様子が手に取るように感じられるオススメの一冊です。



寄稿

福島原発汚染水問題

～パッチワークの対策を憂う～

加藤 純一 様

2 はじめに2

首相の「コントロールされている」との宣言にも拘わらず、福島第一原発事故に伴う汚染水漏れの報道が連日後を絶たない。大震災に伴う事故後、色々と対策が打たれてきた。しかし打たれた対策にトラブルが発生し、新たな対策が必要になる。その新たな対策が次のトラブルを生み出す。パッチワークのような対策と雪崩のようなトラブルの連鎖をどうしたら止めることができるだろうか。今一度、福島事故の現象と対策を整理して考察してみたい。ただし、技術者として人生の大半を送ってきた小生であるが、原子核工学や放射線障害に関してはズブの素人であり、的外れな議論も含んでいるだろうとのつもりでお読みいただきたい。

震災による全電源喪失によって冷却できなくなった核燃料が、圧力容器あるいはその外側の格納容器に溶け落ちている。これを冷却するために大量の水が注入され、汚染水を生み出す。排出されタンクに貯められた汚染水は、繰返し漏洩している。一方、地下水の冷却水への混入が止められないため、冷却に必要な水量以上の汚染水が発生している。

課題は、① 汚染源である核燃料残渣の隔離 ② 汚染水の安全な貯水と浄化 ③ 貯水や浄化に伴い発生する副



次的な汚染物の保管 ④ トリチウムの処理 に分けて考えることができる。トリチウムは水素の同位体であり、水の水素と容易に置換するため、現時点で水との分離は不可能であり、実は国内外で日常的に海へ流されており、「健康への影響は少ない」との専門家の意見には疑問が残るもののここでは触れずにおく。

❖ 汚染源の隔離 ❖

汚染の拡大を防ぐためには、できる限り汚染源に近いところに障壁を作ることが望ましい。圧力容器や格納容器の穴や亀裂を埋めることが一番よいはずである。しかし、両容器の周辺はとんでもなく線量が高く、人が接近することは不可能だろう。また、ロボットでさえ放射線により正常に作動しない可能性もある。これらの容器で閉じ込めることができないから、原子炉建屋の周辺に凍土の遮水壁設置が決定された。

1 km以上に渡り、1 m程度の間隔で冷凍パイプを設置することであるが、凍土の維持には常に冷却する必要がある。この規模と汚染が低減するまで、長期間維持できる保証があるのだろうか。

☼ 汚染水の貯留と除染処理 ☼

汚染水は一日に400トンが排出され、貯蔵されている汚染水は35万トンに達していると報道されて



いる。この汚染水を貯蔵するフランジ型タンクからの水漏れが汚染水漏れである。フランジ型は接続部の劣化があるため、早期に気密性テストで保証された溶接型にする必要がある。汚染水はALPSという多核種除去装置での処理が計画されているが、たった2ヶ月の試験運転で水漏れが発見され本格稼働していない。報道によれば腐食による水漏れだとのこと。数年にわたって稼働すべき化学プラントが、たった2ヶ月で腐食するとはどんな設計だったのか。内部にゴムのコーティングで腐食を防ぐとのことであるがまさにパッチワーク。あまりにも杜撰な設計を思うと、修復されても多くを期待できないのではないだろうか。

❖ 副次的な汚染物の保管 ❖

公開されている東京電力の資料によれば、ALPSはまず海水から食塩を製造する時と同じやり方で汚染水を濃縮する。次に、水に溶けている金属元素の成分を薬剤を投入して水に溶けない化合物に変換して、フィルターで濾過する。最終段階で、おそらくイオン交換樹脂で残った金属イオンを吸着させて放射線物質が充分低い濃度にする。これらの各段階で、放射線物質は水から取出されるが、浄化に使ったフィルターや沈殿物は汚染水よりはるかに強い放射線を放射する。安全に保管することであるが、この「安全」がどこかで破綻しないか懸念される。また、副次的汚染物の保管場所が深刻である。地元住民の反発は大きいだろうが、帰還困難区域のなかに、十分な補償を前提として保管場所を確保するしかないのではないか。



色々書き綴ったが、どれもこれも出口が見えない。しかし、原発の電気による恩恵を享受してきた我々の世代が解決し、次世代や次々世代にお荷物を残さないようにしなければならないと思う次第である。



寄稿

タキヤ株式会社 瀧川 清統 様

* * *

2011年3月11日14時46分東北沖で震災がおこりました。私は幕張での会議のため、ホテルにチェックインし、荷物を置いて部屋を出ようとした時でした。初めはホテル全体が動いているような感じがし、次第に揺れが激しくなり、倒れるのではないかと思うほどの大きな揺れになりました。ホテルを出て、とにかく会場へ向かおうと歩いていると、地面から水が噴水のように噴出、周りには地面から噴き出した水と泥が溢れていました。会場に着くと、エレベーターがストップ、非常階段で16階まで歩きましたが、その時初めて東北沖にて地震があったことがわかり、もう会議どころではなく、我々ドラッグ各社は、とにかくその日の寝る場所、食べ物の確保に走りました。

* * *

それより遡ること16年前（今から18年前）、私たちは阪神・淡路大震災を経験しました。1995年1月17日5時46分のことです。当初は電話が全く機能せず、インターネットも普及しておらず、店舗及び従業員の状況がわかったのは1週間後のことでした。信じられないことに阪神高速道路が倒壊し、阪神電車も分断状態。道路・電車・ガス・電気・水道・電話等のライフラインが完全に分断されました。阪神沿線にあった店舗は全滅し、全社で計10店舗が半壊全壊状態となりました。

そういった経験もあって、今回の震災は他人事には思えず、一昨年7月に宮城県石巻市、11月には岩手県陸前高田市にボランティアに行きました。

* * *

7月の石巻市尾崎地区は、震災後、橋が流されて陸の孤島となってしまい、6月末ようやく橋ができ、ボランティアが入りだしたところでした。私たちがその



の地区に入ると鼻をつく異臭が...。2011年の6、7月は特に熱く、津波で流されたタンズや畳や衣類等が汚泥と混ざり合って暑さで腐って異臭を放ち、そこにハエが大量発生して白いテーブルが真っ黒になる程！ その

中で生活しなくてはいけない人達がいたのです。われわれは、その畳や衣類、電化製品や家具を分類して撤去作業を手伝いました。

同年11月の陸前高田市は、瓦礫は撤去されていますが、農産物を生産できるような土地にする為に、田んぼの中の石や木等を撤去する作業をしました。

* * *

今回参加したのは福島県南相馬市。これまで放射能汚染で立ち入れなかった場所で、6月から日中は入れるようになった場所です。1日目は小高区。そこは瓦礫こそ無いものの、2年前に石巻市に行った時の水分を含んだ汚泥ではなく、家の中は家具が津波に飲まれた時のまま干からびた状態で手付かずでした。



石巻市の時と同じように一軒の家の家具やら家電製品などを分類しながら袋に入れる作業と、御位牌と過去帳が流れたので見つけて欲しいとの御依頼も受けての作業でした。過去帳は残念ながら見つかりませんが、偶然にも御位牌を見つけることができ、直接はお話しできませんでしたが、家の持ち主の方には感謝されたようです。「震災は2年4ヶ月経っても終わっていない」と思いながら作業を行いました。

2日目には原町区に行き、NPO法人JINが手がけているサラダ農園のナスの畑で雑草をとる作業をさせて頂きました。NPO法人JINは、もともと双葉郡浪江町で活動していましたが、震災後は、福島市ほか各地にある浪江町サポートセンターの運営を受託し、浪江町出身の避難者のために生活不活発病防止のための体操教室や仮設住宅内コミュニティづくりに取り組んでいます。そして仮設住宅等に入居する障がい者と共に、昨年「サラダ農園」や農場で無農薬野菜づくりをしています。出来たての野菜は、浪江町で生まれ育った方々に毎日届けられます。

* * *

NPO法人JINの川村代表は、これだけは伝えて欲しいと言っておられました。「東北の震災はまだ終わっていない...覚えていて欲しい」と...。また、南相馬ボランティアセンターには、こういう言葉がありました。「今 できる人が できる時に できることを...」



Key for Success

第21回KS経営研究会

KS経営研究会は、「開業支援講座」よくわかる！経営基礎講座（講師林光行・幸）修了生のみで構成されている会です。情報交換や発表会を通して会員同士の切磋琢磨を図り、ビジネス拡大、交流の機会を持つことを目的としています。



ついに我がKS経営研究会会長 寺前靖隆（第15期）さんが満を持しての発表です。穏やかで笑顔の絶えない紳士な寺前さん。でも、彼が何の仕事をしているのか？よく分からないとお思いの方も多いのでは？ 以下その一部をお伝えします。（第17期 清水 順子）

☆☆ 命から真の食へ ☆☆

プロジェクターを使って話し出されたのは、純粹無垢な志を立てた少年期から。人の命に関わり、幸せの瞬間に立ち会える産婦人科医になると思っていたそうです。海外では飢餓で人が亡くなり、片や日本では食べ物も廃棄される、そんな時代、医者では多くの人を救えない。では食を支える農業だと、京都大学農学部農林経済学科に。就職を考えた農協に疑問を感じ方向転換。富士銀行（現みずほ銀行）に入行するも“何かが違う”と人生初の爆発！ 退職し、様々な出会いを繰り返し、「自分のやりたいことは何か？」をずっと探し求める25年間。ようやく昨年6月、『食べるもの。食のこと。ちゃんと考える。』本当の食をしっかりと伝え広めようと㈱ソレリーノを設立。二度目の爆発です。50歳目前の彼にとっては、人生の方向性を大きく決定し、収入の手段も一転する、大変勇気の要る決断だったと思います。この1年、学習院女子大学品川明教授の「フードコンシャスネス」(食育)プロジェクトや、大量生産にそぐわない農家への「小さな流通」による支援などが軌道に乗り始めました。そこには、銀行員当時には感じられなかった“間違っていない”という確信を得られるものの、収入が伴わない現実に、「そこだけは、銀行員の方が良かったと思う」と率直な苦笑い。

☆☆ 確信から天命へ ☆☆

決意の独立と活動から確信を得た彼は、食をより深く追及することで『生活・人生をちゃんと考える』に至り、三度目の爆発を起すのでした。命に関わるから、食へ。食から生活や仕事環境、そして暮らしへ。今の暮らしが本当に幸せといえるのか？ 何かをギセイにして得ようとしている幸せは本物なのか？ そうじゃ

ない、社会のあり方、構造を変える必要があるのでは？ まさに「五十にして天命を知る」如く、『21世紀の世界を幸せに』を天命に、New Satoyama “NESATŌ（新里山“ネサト”）を提案。“NESATŌ”とは『都会でもなく、田舎でもなく、まったく新次元のワークライフエリア』の称号で、エネルギー循環型で最先端の科学と技術を使い、豊かな自然の中に利便性と個性豊かなコミュニティがある、自然と人工の共生する、未だ見ぬ未来のライフエリアを現実化しようというものです。

☆☆ なぜかネパール?! ☆☆

本来は里山文化がある日本でこそ“NESATŌ”は実現しやすい筈ですが、縁あって、ネパールで活動が始まっています。ネパールは政治も実を成していないゼロベースの国で、その経済界重鎮から国の再興に協力して欲しいとまさかの申し出に、日本のモデルケースになるのではと決心。農業支援から、エネルギー、先は経済の仕組みまで関わって行きたいと熱い思いで奮闘されています。しかし、収益に直結しない話が多いため周囲に理解されにくく「(日本の) 儲け優先の発想を考え直す必要があるのでは」と理解を求められました。

☆☆ 新時代の礎 ☆☆

理想と現実、自分像と本心など、矛盾に直面しながらも、正直に歩んで来られた経歴を、物語の“読み聞かせ”のように優しく語られました。しかし、寺前さんの柔らかい口調の中に、生涯賃金5億円の銀行員を捨てても、彼が得た“間違っていない”という確信が、矛盾だらけの世の中を根本から変革し、生きていることを幸せに思える新時代の礎になろう、「それは一人では成さないけれど、一人でもやり遂げる。」という、固い決意の源になっていると感じられたのでした。

【第29期 よくわかる！経営基礎講座】 於：Aワーク創造館 <http://www.adash.or.jp/>
 ☆日時： 「事業構想編」平成25年11月14日～12月19日 18:30～21:00 毎木曜日全5回（受講料25,250円）
 「事業計画編」平成26年1月16日～2月6日 18:30～21:00 毎木曜日全4回（受講料20,650円）



Awareness for New Actions ~新しい行動への気づき~ ANAセミナーを受講して



❖私は普段の生活もこれまで順調に過ごしてきたのですが、何か引っかかるものがあり、言葉では言い表せないものが自分の心の中にこびり付いていました。今回ご紹介頂いた際は「これや！」と思い、自分にとって殻を破るチャンスだと捉えました。

セミナーを終えて、自分が抱えていた悩みや問題というのは、自身で勝手に大きなものにしてたこと、また周りの方も同じような迷いや悩みがあることに気づきました。それをお互いにシェアすることで客観的に自分を見ることもできました。これが分かっただけでも大きな気づきですが、まだまだ体得していません。これから本当に価値あるものにするため、ANAを通して実践していきます。 金村健太様

❖私は自己啓発本やセミナーに懐疑的でした。「宗教に勧誘されるのだろう」「弱い人が行くところだ」と思っていたからです。初日はこれを裏付けるような内容だと私は感じ、2日目はしぶしぶ出かけました。

しかし周りの方々の正直な話に耳を傾けるうちに、自分も正直にならなければ失礼だと思い、少しずつ自分の話をしました。そして、懐疑的などころも悩んでいることも「みんな私と一緒にだ。なんだ、私、大丈夫やん」と心が軽くなり、それが私の気づきでした。臆病な自分、人より優位に立ちたい弱い自分に気づくことができ、それでも自分は大丈夫という自信もつきました。あとは「行動あるのみでしょう」という声がどこからか聞こえてくる気がします。 坂部朱美様

❖これだけ短期間集中型で講義が少なく、自分と向き合いまくって、深く掘り下げて考えていくという体験は今までになく、正直しんどかったです。でも、自分のできる精一杯がほぼ達成できたからか、3日目の終わりには感動して涙があふれ出ていました。

人前でしゃべること、他人に意見をぶつけていくことが、受講する前よりも積極的になったと自分で実感できます。 岡本勲様

❖ANA研修を受講したいと思ったのは「いまだ観れていない世界を観ることができる」可能性を拡げてみたかったのと、自分自身を知りたいという思いからでした。受講前日、何がどう始まるのかが、とっても不安に感じるのと同時に、新しいことがこれからスタートするという期待で一杯でした。

研修の3日間は、色々なことを考える機会を頂きました。この場を提供してくれ、見守って下さった多くの皆さんに感謝の気持ちで一杯です。これからの3ヶ月間が私にとっての挑戦です。研修3日間を活かすも活かさないも自分自身。活かしていきたい私にとっては、これからの時間を大切に使い、立ち止まって振り返って考えながら、新しい行動にチャレンジしていきます。豊かな人生を歩んでいくためには、このANAとの出会いは非常に貴重です。紹介して下さった方には、心から感謝しています。 中原香織様

❖私はこの研修を通して、自分の固定観念の強さを知ることができました。振り返れば、幼い頃から輪の中でリーダーシップをとってきたように思います。

自分の思いを相手に押しつけ、我が儘な行動だったのかもしれませんが、それが比較的周囲に受け入れられたことで、自信となり観念が強くなったことに気付きました。そして、この観念によって瞬時に物事を捉え、口に出すことで、多くの方を傷つけてきたことにも気づきました。この研修により、冷静で柔軟な考えを持つことで、仕事や対人関係など様々な日常の出来事に対し、楽しく過ごすことができるようになってきました。 石高聡様

Awareness for New Actions ANAセミナーのご案内 ~人生をより豊かに、より幸せに生きたいと思
っておられる方のためのセミナーです。大切な自分のためにほんの少し時間をあげてみませんか♪~

日程： ◆2013年1月ANA 11月2日(土)~ 4日(祝)
◆2014年2月ANA 2月9日(日)~ 11日(祝)
◆2014年5月ANA 5月4日(祝)~ 6日(祝)

会場：林事務所セミナールーム
費用：7万円(林事務所からの紹介は6万円) お問合せは 林 幸・河崎まで TEL 06-6772-7770

ANAセミナーは、左記のメインプログラム
3日間と、3回のフォローアップを含め6日
間のプログラムです。

第81回経営倶楽部のご案内

この夏、林事務所は開設35周年を迎えることができました。これも偏に、皆様の御支援の賜物と、心から感謝申し上げます。

さて、第81回経営倶楽部は佐野 有美さんの講演です。彼女は「私は手足がなくても笑っていられます。それは目標をもって毎日を楽しく過ごしているから」と、彼女だからこそ感じられる人々のやさしさや愛情、勇気や希望などを「みなさまに届けたい」との思いで、歌や講演などを通じて、積極的に活動しておられます。

ぜひとも、皆様お誘い合わせの上、お越しくださいますようお願い申し上げます。

- 講師 佐野 有美 さん テーマ 「あきらめない心」
- 場所 講演会・懇親会：ホテルアウィーナ大阪 4F
- 日時 平成25年10月26日(土) 講演会：午後3時半～ 懇親会：午後6時～
- 会費 講演会：5,000円(学生は2,000円) 懇親会：7,000円



お問い合わせは⇒TEL06-6772-7770(担当：浦・杉浦・小林実愛・小林正恵) e-mail:ura@share.gr.jpまで

◆第82回経営倶楽部は、平成26年2月8日(土) 泉 和幸 先生のご講演を予定しております。

▽▲「経営革新等支援機関」に認定されました▽▲ 林光行事務所は、「中小企業経営力強化支援法」に基づく「経営革新等支援機関」に、近畿財務局、近畿経済産業局から平成25年8月15日付で認定を受けました。これまでもさせて頂いていたことですが、1) 経営改善計画策定支援(計画策定費用等の3分の2(上限200万円)の国からの助成) 2) 設備投資減税 3) 日本政策金融公庫等からの融資 の際などにご活用ください。

▽▲出版物紹介▽▲

■一般法人・公益法人 簿記・会計の基礎 ～入門ワークブック～

◇林 光行・小幡寛子 共著 ◇発売所：実務出版株式会社



本書は、一般法人・公益法人の簿記・会計の入門書として作成したものです。入門編では、簿記一巡の流れに従い、仕訳、元帳転記、試算表、精算表から計算書類作成までの説明と練習問題を掲載しています。基礎編では、公益法人特有の事項のほか、主な会計科目の説明と練習問題を掲載しています。会計初心者の独学書として、また専門家主催の勉強会テキストとしてご利用いただければ幸いです。

■改訂版

社会福祉法人会計 簿記テキスト << 入門編・初級編 >> << 中級編 >> << 上級(財務管理)編 >>

◇著者：社会福祉法人会計簿記テキスト作成委員会

新しい会計基準に準拠した内容で、簿記会計の学習用テキストとして作成いたしました。初級編から上級編へと段階を踏んで学習を進めて頂くことができます。学習の進度に合わせて「社会福祉法人会計簿記認定試験」を受験して頂くことで習熟度の目安となります。なお、上級(財務管理)編の改訂版は、10月15日発売予定です。



◆◆社会福祉法人会計簿記認定試験◆◆ 第9回認定試験は、平成25年12月1日(日)です。

申込期限は11月1日(金)。詳細は ⇒「NPO福祉総合評価機構」<http://www.fukushi-hyouka.net/>

編集後記

京都大原子炉実験所の小出裕章さんは、原発事故直後、事故の重大性に気付かれ、汚染水を大型タンカーで運び、柏崎原発の廃液処理装置で処理することや、さらに原子炉建屋の周りに深い遮水壁を建設し、炉心と地下水の接触を断つ必要があると提案されました。が、東電は採用しませんでした。東電は国内外、特に株式市場の反応を気にしていたようです。「何故あの時に...」と悔やまれますが、当時、私たちも東電の“のらりくらり”会見を批判しながら「海外の反応は過剰」と思っていたのではないのでしょうか。反応を気にし、最悪の事態を考えない。これって日本的かも?と思うのです。

「これを言うと大変なことになる」と隠す。するとその後に起きること全てが矛盾するため箱口令を敷く。事実を言うこともはばかられ、思考停止に。やがて隠しようのない事態に。そんな繰り返しがされている気がします。

何事も事実から出発するしかありません。事実を基に、オープンに知恵を出し合うことが一番の解決法だと思います。非難される恐れを抱く時こそ、事実を受け入れ、正直に開示し、謙虚に意見と協力を求める姿勢が必要ではないでしょうか。事実を隠そうとするのは完璧主義に関係がありそうです。失敗やミスはあるもの。大らかに、そしてより良い解決法を皆で考える世の中にしませんか。(幸)

公認会計士・税理士 林光行事務所	公認会計士・税理士 林 光行	中小企業診断士
大阪市天王寺区生玉寺町1-13サンセットヒル	税 理 士 林 幸	税 理 士 前田 有太可
〒543-0073 http://www.share.gr.jp/	税 理 士 古田 茂己	公 認 会 計 士 塩尻 隆夫
TEL 06-6772-7770 FAX 06-6772-7740	税 理 士 林 竜弘	公 認 会 計 士 藤原 良樹
	税 理 士 清水 龍二	公 認 会 計 士 小幡 寛子
		(非常勤)

☆次号は26年3月出稿予定です。「今思うこと、訴えたいこと」など、どしどしお寄せください。⇒info@share.gr.jp

☆なお、購読料をカンパして頂ける方は林光行事務所の郵便振替までお願い致します。⇒口座番号 00950-3-14499